

第百二十三回国会 大蔵委員会 議 録 第九号

(一三三)

平成四年三月十八日(水曜日)

午後五時二分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君

理事 村上誠一郎君

理事 柳本 卓治君

理事 細谷 治通君

理事 浅野 勝人君

理事 岩村卯一郎君

理事 狩野 勝君

理事 久野統一郎君

理事 佐藤謙一郎君

理事 関谷 勝嗣君

理事 林 大幹君

理事 山下 元利君

理事 佐藤 観樹君

理事 沢田 広君

理事 富塚 三夫君

理事 早川 勝君

理事 元信 堯君

理事 東 祥三君

理事 正森 成二君

理事 阿部 昭吾君

出席國務大臣

大蔵大臣 羽田 孜君

出席政府委員

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵大臣官房総務審議官 日高 壮平君

大蔵省主計局次長 小村 武君

大蔵省主税局長 濱本 英輔君

大蔵省関税局長 吉田 道弘君

大蔵省証券局長 松野 允彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顯君

委員外の出席者

大蔵省国際金融局長 江沢 雄一君

資源エネルギー庁石炭部長 土居 征夫君

通商産業省生活産業局文化用品課長 島田 豊彦君

日本輸出入銀行総裁 山口 光秀君

大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動

三月十八日

辞任

江口 一雄君

河村 建夫君

堀 昌雄君

菅 直人君

同日

辞任

佐藤謙一郎君

坂本 剛二君

元信 堯君

阿部 昭吾君

補欠選任

佐藤謙一郎君

坂本 剛二君

元信 堯君

阿部 昭吾君

同日

補欠選任

江口 一雄君

河村 建夫君

堀 昌雄君

菅 直人君

本日の会議に付した案件

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税定率法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。東祥三君。

○東(祥)委員 公明党の東でございます。

今議題となっております三法案に関連して質問させていただきますが、その前に、先日にも既に我が党の日笠議員を初め他の議員の方々からも質問が出ておりますが、企業財務の評価隠しの手法として使われているいわゆる飛ばしなどをめぐっての訴訟が起きております。この訴訟の件数あるいは総額については既に答弁がありましたので、投資家と証券会社との間の民事調停の実態は現在どうなっているのか、件数並びに総額はどれくらいになっているのか、把握している件数及び金額について答弁いただきたいと思っております。

○松野(允)政府委員 民事調停につきましては、訴訟と違いまして、私も組織的に伺っています。報告を自動的にとる形になっておりません。御質問のあれを受けまして、四大証券について、現在民事調停が行われて話し合いが行われている件数を報告を求めたわけでございますが、それによりまして、現在民事調停中のものは大手の証券四社で十九件ございます。これはもうほとんど個人投資家との間のものだというふうに報告を受けております。金額は、合計で約二十八億円というところでございます。

○東(祥)委員 十九件、総額で二十八億円というふうに答弁があったわけですが、これには解決済み、和解済みの件というのは含まれていないというふうに理解してよろしいですか。

○松野(允)政府委員 含まれておりません。

○東(祥)委員 これは四大証券に限られているというところで、四大証券以外の企業も含めればもっと多くの件数に達する、さらにまた額も当然多くなる、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○松野(允)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、私も自動的に報告をとる仕組みになっておりませんので、全社について調べるといことはなかなか時間がかかるわけでございますが、これ以外にも全くないというわけではないと思っております。やはり株式市場が御存じのような状態でございまして、顧客との間にはトラブルがかなりたくさんございまして、その中では、この民事調停手続で行われているものもあるのではないかとはいふに考えます。

○東(祥)委員 ぶつ切りに問題をとらえていくとなると何が何だかわからなくなってしまう。また、ある意味で、こういう数字を言っていたことによつて数字がひとり歩きする、こういう側面もあると思っておりますが、基本的にはその訴訟が起こっているもの、また調停、そしてまた和解及び解決済み、ある意味でワンセットでもって考えなければならぬのではないのか、このように思っております。四大証券以外の現在調停中で係争中のもの、そしてまた既に和解が成立しているもの、またそういう全体についてぜひ調査をしていただきたいと要望しておきます。

次に、関税定率法との関連について幾つか質問させていただきます。

まず初めに、昨年の大蔵委員会において既に日笠議員の方から税関職員の仕事環境改善、とりわけ集じん機の改善について、集じん機の設置を要

求いたしました。その成果は現在どうなっているのか、それについて答弁願いたいと思います。

○古田(道)政府委員 昨年、日笠先生からこの関税関係法の御審議の際に御質問がございました。いわゆる空気清浄器、集じん機の関係でございますが、そのときに先生から御指摘がございました。これは、少なくとも神戸、大阪の外の集じん機についてはちゃんと整備しろということでございます。それでその後直ちに調べまして、現在の状況を申し上げますと、神戸外郵便出張所につきましては平成三年度、去年の四月以降に六台更新しております。大阪の外郵便出張所につきましては更新を五台しまして、さらに増設を三台して八台にしております。

その際に、当時の橋本大蔵大臣から、その二出張所以外についても調べて御報告するということを申し上げておりますので、その他の点については御報告申し上げます。門司の外郵便につきましては更新一台、下関についても更新一台、博多の外郵便につきましては増設を一台、長崎の外郵便に更新一台、さらに、もうあと十日ほどしかございませんが、今年度中に東京外郵便に更新七台、博多外郵便に一台という形で、全体で二十六台の空気清浄器を設置しないしは設置する予定になっております。

○東(祥)委員 どうもありがとうございます。ただ、更新しなければならぬところはまだ残っているんでしょか。その二十六台ですべてカバーすることができるとしてよろしいか。

○古田(道)政府委員 一応現在のところ、今申し上げたもの以外にも大きな税関の支署としましては成田とか横浜とか京都、名古屋等がございますが、これらについては既に設置されておりますし、状況に応じて順次必要であればやっていくというところで考えております。

空気清浄器以外にも、例えば立ったまま作業できるようなベルトコンベヤーとかそういうものの設置についても、郵政当局とよく相談しながらや

るという形で話を進めておるところでございます。

○東(祥)委員 さらに一層の改善が施されることを期待いたします。

次に、税関業務との関連でございますが、もう既にこの十年間に税関業務が増大し複雑化している。具体的に言えば、出入国者数はこの十年間で三倍、一千万人から三千万人にもなっている。また、航空貨物に關しても二・五倍さらにまた海上貨物にしても一・五倍という急激な増加、そしてまた業務内容も複雑化している現状下において、迅速かつ適正な処理が要求される極めて難しい仕事をされている税関職員の方々に敬意を払います。その他ワシントン条約違反品目ほか麻薬、覚せい剤、鉄砲など不正品目を水際で防ぐ、特別用語ですが、関税機能というのですか、これを果たすマンパワーの充実が一層必要であると認識いたしております。この一年間の対応に關しては心から敬意を表しますが、今後さらなる職員の増加、定員確保、処遇改善、職場環境の充実などに努力していただきたいと要望いたしますが、大蔵大臣、御決意をお願いいたします。

○羽田(國)大臣 今お話がありましたように、輸出入の貨物が大変増加しておること、あるいは出入国旅客が大変増加しておること、またいわゆる社会悪物品といいますが、そういうものでも、あるいは知的所有権の侵害物品またワシントン条約の該当物品とか、そういったことが非常に大きな問題になってきております。加えて、迅速な通関をするようにということと、年々いろいろな国からも実は要請があるというところがございます。その割に定員というものは、五十五年あたりが八千数百人だったものが今七千八百九十六人に今度の予算が通りますととなると、ということでありまして、仕事の量はふえておりますけれども、確かにいろいろな点で効率化を図るための機器等導入しておりますけれども、それでもやはり担当の皆さん方は大変厳しいという事情がありますので、今御指摘がございましたこと

を私どもも念頭に置きながら、これからの改善を図るために努めてまいりたい、かように考えております。

○東(祥)委員 大蔵大臣、よろしく願ひいたします。

次に、関税率について質問させていただきますが、国民生活の安定、そしてまた国内産業の保護、また対外関係という側面からこの関税率についても考えなければならぬのだからと思うのですが、特に国内産業保護という観点から暫定税率を下げないもの、これはどのようなものがあるのか。

特に、私事になりますが、私の住んでいる地域というのは皮革製品あるいは革靴、こういうものに従事している方が大変多いでございます。そういう意味で、革靴あるいは皮革製品等は暫定税率がそのまま維持されるのかどうか、この辺を特別に伺いたいと思います。

○古田(道)政府委員 今御審議をお願いしております関税率法、暫定措置法等の中で今年度期限を延長していただくということをお願いしております。品目は約六千弱でございます。これにつきましては、現在の税率をそのまま延長させていただきます。

今御質問ございました革靴につきましては、そのまま現在の税率を維持しております。もしこれが失効するような場合には非常に低税率になって、輸入が急増するような状況でございます。したがって、継続延長していただきますと今の税率をそのまま維持できるということでございます。そのほか生牛につきましても、暫定税率で今一頭七万五千円になっておりますが、これが失効しますと無税になってしまうというふうなことがありまして、引き続き継続するべくお願いしているところでございます。

○東(祥)委員 次にワシントン条約関連について質問させていただきます。

ここに「フォート」という写真雑誌がございますが、これは大蔵大臣に見ていただこうと思うので

す。希少動植物の国際的な取引を規制したものがワシントン条約でございますが、この関連で、任意放棄された動植物、これは一体どのように処理されているのか、まずその説明をしていただきたいと思ひます。

○古田(道)政府委員 ついでに、京都府でワシントン条約の会議がございましたが、この関係で私どももこういう禁止された物品が国内に持ち込まれることを減らすべく非常に努力しております。平成三年度におきますと約二千六百件の取り締まり、差し押さえがございました。これにつきましては、原則として物資所管をしております。物資所管といいますが、これは外為法でやっておりますので、貿易管理令の関連で通産省に引き継ぐことになっておりますが、その一部等につきましては私どもも保持していろいろ教育用といいますが、こういうものを持ち込むと差し押さえる対象になりますというふうな展示等で使わせていただいております。

○東(祥)委員 きょうは通産省の方、呼んでいないのですが、もうちょっと質問させていただきます。いのですが、これは最終的にどうなってしまうのでしょうか。税関で任意放棄されたものがある、一応税関の方でそれを受け取る、そして特に取引関係あるいは外為法との関連でいけば通産省の方に行ってしまう。最終的にこれらのものというのはどういうふうになってしまふのか、この点についても御認識あれば説明していただきたいと思ひます。

○古田(道)政府委員 ワシントン条約関係は、生きたものとそれから製品になったものとございまして、生きたものにつきましては私ども管理できませんから、直ちに通産省に引き継ぎます。通産省では、私どもも伺っているところ、例えば動物園でございますとかそういうところで飼育するという形で管理していただいていると聞いております。

それから、製品になったものでございますが、これは通産省に引き継ぐということで、私どもと

通産省で話し合いました。合意できておりました、今お願いしております。御審議をいただいております。今度の予算の中で新たに予算措置ができました。その管理、私どもが引き継ぎは通産省が管理するわけでございまして、通産省等で、先ほど申し上げましたような展示等で使われる以外のものは恐らく廃棄処分、一般的に申しますと焼却するといふ形になるかと存じます。

○東(祥)委員 焼却してしまふものもあるということですが、大変もったいないというふうに心から思ふのです。今局長の説明にもありましたとおり、生体、生きてゐるものに関してはそれは動物園に持っていった方がいいな。ただ、銅製あるいはそういうものだけではなくて、例えば時計のバンド、クロダイルのバンドとかコートとかこういうものもワシントン条約によれば規制されているものがたくさんあるわけですね。ところが、概して私たちは、こんなものまで規制されているのかとわからない面というものが多々あるんじゃないのか。そういうふうな思いですと、一千万人以上の人たちがもう世界に日本から今出ていくという時代です。何とか任意放棄されたものを教育の一環として使えないのか。例えば成田空港にも何十回と行っておりますけれども、多分イメージショウを出た、くぐった後にちよこつとあるんですけれども、ほとんどお気づきの人はいないぐらい余り目立たない。そういうことを考えますと、本来ならば空港の出発ロビー、到着ロビーにあつても意味ありませんから、出発ロビーだとかあるいは成田エクスプレスの中に広告を載せるだとか、あるいはまた旅券発行所の中にそういうものを展示して幅広多のくの人々に見せる、こういうことをやられた方がいいんじゃないのか、このように思ふんですけれども、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 今お話がありましたように、任意放棄というのですか、こういうことで焼却されてしまふということなんですけれども、しかし、まずこれを入れないということがあれないの

で、御指摘のとおり出国する皆さん方がそういうたことを十分承知して旅行され、お土産にそういうものを買つてこないというところが一番重要なことであらうと思つております。

今御指摘のありました点につきましては、空港の出国ロビーなんかの税関の資料展示室ですとか全国の各地における税関展、あるいは該当の物品及びパネルの展示を行うなどワシントン条約のPRというものに努めてきたり、今御指摘があつたようにパンフレットなんかでもできるだけ配るようになつておりますけれども、今ロビーにおける常設展示場の設置につきましては、やはり一番有効な方法であることは間違いないかと思つております。現在は成田と伊丹空港において該当物品を展示することをやっておるようでございますけれども、今後ともこのワシントン条約というものを徹底するために、空港における展示場の確保ですとかあるいは展示物品の管理などの問題、こういったものも考慮しながら、私どもとしてもさらに検討していきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

○東(祥)委員 よろしくお願ひいたします。続きまして、累積債務問題について少し質問させていただきます。

今回の法案の中にもありますけれども、輸出入銀行そしてまたIDBの中のMIF、多数国間投資基金ですか、こういったものがありますが、その中に、発展途上国における累積債務国の需要にどのように対応していったらいいのかわか、こういうことが業務の中に明確に書かれてゐるわけでございますが、累積債務問題、現代の世界経済におけるガンとまで言われた問題でございますが、融資国日本との関係でいへば現在どうなつてゐるのか。特に、例えば一九八二年から累積債務問題で一躍名をはせたメキシコがあります。日本のメキシコ債権保有銀行だけでも二十九行、約百億ドルの債権残高を抱えて、九〇年三半期の決算では不良債権償却額が約九百億円に達したと私は記憶して

おるのでございますが、現在の累積債務問題、一体どうなつてゐるのか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○江沢政府委員 御指摘のとおり、中南米を中心とした累積債務問題が八〇年代の世界の非常に大きな問題であつたわけでございまして、この問題につきましては、国際的な協調体制のもとでその処理に当たつてきたわけでございまして、まず開発途上国がIMF・世界銀行と十分協議をいたしまして、経済改革に前向きに取り組むことを前提として、公的債務の返済の繰り延べですとか、あるいは民間銀行債務の負担を軽減するといふような政策をとりまして、国際的に支援をしてきたところでございます。

こういう国際的な支援が進んできたこともございまして、全体として見れば債務状況は改善傾向を見せしております。かつての重債務国と言われておりましたメキシコ等の国がインフレを鎮静化させまして実質経済成長を達成するといふところまで来ておるわけでございまして、先生御指摘のメキシコについては申し上げれば、一九九〇年にブレディ・プランの新債務戦略を適用いたしまして、その後マクロ経済状況も好転をしてきており、かつてメキシコから逃避をしておりました資本も今還流してきておるといふふうな状況でございます。例えばメキシコのデット・サービス・レシオ、輸出に占めます元利返済の割合でございまして、これが一九八七年には四〇%ございましたが、これが九〇年には二八%ぐらいまで減つてきておるとか、また債務のGNPに対する割合も、同じく八七年の二二%から九〇年末には四二%に落ちるとか、そういう債務指標も非常に顕著に改善をしております。また同時に、マクロ経済の面でも、GNPの成長率が八七年は一・七%だったものが昨年は四ないし四・五%になるといふふうなことでもございます。また、インフレ率も、八七年当時の一六・〇%ぐらいのインフレ率から昨年は一六%ぐらいに落ちたといふふうに見込まれておりまして、こういうメキシコの例に見られますよ

うに、国際的な支援によりまして債務問題がかなり好転をしてきておるといふことは申し上げられと思ひます。

今後とも、各債務国が経済改革に真剣に取り組み、経済の健全化に努めてもらいたいと思つてゐるわけでございまして。

○東(祥)委員 こういった債務国に対しての新しい金融支援の枠組みを考えていく上で、基本的には明確なる戦略というものを考えなければならぬのじゃないのか、このように思ふのです。なぜ私たちが、債務国、特に発展途上国に現在多いわけでございまして、こういった国々に対して関心を持たなければならぬのかという素朴な疑問に対して、まずどういふふうに答えるのか、金融面そしてまた政治的な側面からいろいろ考えられることがあるのだらうと思ふのです。一つは、金融的な側面から考えるならば、少なくとも邦人の銀行が債務国に対して多額の貸し出しをしてゐる。そのまほつておけば大変なことになつてしまふ。さらにまた、日本が現在世界における資本力が最も大きな国に成長してゐる。世界の資金需要にこたえられる国というのはなくなつてきてゐる。そういう側面からもひよつとして考えられるのかもわからない。

また、今度政治的な側面から考えた場合どうなるのか。日本が最大の資本輸出国になつてゐる。そこで、先進諸国のみならず発展途上国とも緊密な関係を持つていけば、これはさらに日本にとつては利益になるのじゃないのか。いろいろ考えられるわけでございまして、今局長の方から、現段階においては累積債務問題というものは改善している方向にある。端的な例が、先ほど御説明になられたデット・サービス・レシオというのを見ても、八七年と九〇年、それは大きな改善が見られますが、基本的に発展途上国で起つてゐる、とりわけラテン・アメリカで起つてゐる債務国というのは、八〇年代に初めて起つてきた問題なのかといへばそうではなくて、独立した以後、ある意味で頻りにこの債務問

題というのは歴史に上っているわけですね。発展途上の経済の歴史を見れば、これが頻りに起こっている。そういうことから考えますと、何と申し上げたいのか、現状、現在まで行っている公共資金の投入額、こういったものは今これだけで済んでいるかわかりませんが、今後膨大な額に達していくことを当然とらえておかなければならないのだらう。

さて、その上で、もしそうであるとすれば、その援助戦略というものを明確に考えなければならなくなるのじゃないか。一つは、独自路線を行くという輸出銀行はそういうことを考えられていくのかかわりません。もう一つは、国際機関を通じてやっていくということも考えられる。第三番目の方法として何があるのかかわりませんけれども、何か第三の方法があるのかもわからない。

ところが、独自路線ということでも考えますと、今まで援助している国々が本当に満足のいく援助をした例というのはほとんどないのだらうというふうには思います。マーシャル・プランを除けば、ほとんど援助している側にもその援助に満足あるいは失望感というのは漂ってきている、こういうことを認識した上で独自路線を進まなくちゃいけない。あるいはまた国際機関を通じて日本の援助というものを強化させていく場合でも、国際機関という基本的には欧米あるいは欧米諸国のメンタリティーでできておりますから、日本の発言力を増していくというものは極めて難しい、そういう問題点をはらんでいるのだらうというふうに思うのです。

こういう問題意識の上に立つて、大蔵大臣、日本の援助戦略というものをどのようにお考えになられているのか、この点について御答弁願いたいと思います。

○羽田国務大臣 ただいまの件につきましては、まず私どもが援助をいたしますときは、やはり考え方の基本に立ちますのは、日本が今日ここまで来た、これは戦後いろいろな国の理解あるいは協力というものがあつたのであらうということを私

どもはまず前提に考えなければいけない。そして、ここまで来た日本というのは、世界の中にそういった役割の分担というものが果たさなければならぬ時代が来ているのだらうというふうに思っております。

特に私どもが援助をしなければならぬ場合には、発展途上の国々においては、発展途上の国々というものは健全に発展するということが、このことがまた世界の発展につながっていくのだというのを前提に私たちは考えなければならぬということを考えましたときに、やはり基本的には人道的な配慮というものが大事であらうということ、そして特に民生の向上といえますか、こういったものに役立つもの、こういったものを念頭に置きながら対応をしていかなければいけないのじゃないかというふうに思っております。

そして、今お話がありましたように、マーシャル・プランを除いて余り成果がないのじゃないかという御指摘もあつたわけでありまけれども、確かに幾つかのものについてはいろいろな指摘があることは、私どもも今までの協力の中で承知をいたしております。ただ、私どもも途上の国々を旅しながら、本当に日本の協力に対して地域の住民たちが喜んでおるといふもの、こういうものがあるのじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、今現在パイでやる場合なんか特にあれしますことは、念頭に置かなければいけないことは、よく大統領ですとかあるいは強権を持った皆さん方が、一つの大きな記念塔といえますか、そういった思いなんかでつくりたいというふうな気持ちなんかもあつたやうであらうです。ですから、そういうものでは、確かに大きなプロジェクトであつてその国と日本との間というのは非常に際立って見えるのですけれども、さあそれが本当に民生のために役立っているのかということになると問題があるだらうということとございますから、向こうの国がどうしてものか、こういったことをやりたいということがあつたときに、まず私どもはそういったものをよく調査し

ながら、本当にその国あるいはその地域にとって役に立つものであるのかどうかというフィージビリティ・スタディーというものを徹底してやることに必要であらうということ。そして、あるときには助言をしながら、そんな大きなものは、例えば私がちょっと知つたあれでは、大きなダムをつくりたいという話があつたのですけれども、しかしよく調べてみますと、その地域はダムより小さな池といふますか、そういったものをつくつた方がプラスになるといふことで、それぞれの地域に小さなものを幾つかつくつてあげる、それが非常に効果をあらわしておつたということでありま。そういう意味で、その効果の発揚というものについて一体どうであつたのか、事後調査というものもやりながら今後の協力に氣をつけていく必要があらうというふうに思っております。

また、今お話がございましたように、これから協力をしていく場合には、当然パイでやる場合もございましょうし、またマルチでやる場合もありましようし、また国際機関というものの関係というものを、これは今まで国際機関のあり方についてもいろいろ議論があつたところでありまけれども、しかし最近見ておりますと、そういう専門の人たち、しかも中立公正な立場で物を見ることのできるように、また機関もだんだんそう成長してきていると思うのです。ですから、こういった機関が中に入りながら、これから被援助国に対して一体どういうプランで、どんなものを考えながら経済の発展というものを目指しているのか、こういったものを互いに話し合つてもらひ、そういうデータをもらいながら、また、そういう機関が、この国の場合にはこういうことをやっているよ、方向、プランニングもきちんといくよということを見きわめた、そしてそういった機関も少しも協力しなうといふものに対して我々も手伝いをしていくことなんかも効果があるのかというふうに思ひまして、私どもこういった国際機関というものも大事にしていかなければいけないのじゃないかな。それと、パイ

でやる場合と、あるいはマルチでやる場合も、あるいは多国籍が一括になつてやっていく、例えば一つの国なんか、私たちがいろいろと話し合ひますと、余りにも大きな、要するに大きくなつたら話にならぬわけですね、例えば港湾をつくつてほしい、しかし倉庫も必要である、いや、今度倉庫があつたら、各地方の方に物を運ぶための道路が必要であるというふうな非常に大きなインフラを整備しなうといふこともありま。ということになりますと、日本一國でやるよりは、あるいはそういったことについてそれぞれ国の強いノウハウを持ち寄るといふことも大事なことであらうというふうに思っておりますので、いろいろなやり方を模索しながら、本当にその地域あるいはその国、これに役立つ支援というものがあつたのかということも今改めて思つております。

○東(祥)委員 大臣が広範な角度からそれぞれについてお考えになつておられることはよく理解をいたしました。ただ、私が申し上げたマーシャル・プランの例を引かせていただいたのは、それ以外のものでは援助国側として被援助国ともに評価し合える例というのはなかなか探し出すのに難しい。ともすると援助している側に援助疲れというのが起つてくる、そしてまた失望感も高まってくる、絶望感もひよつとして起るかも知れない。そういったことを踏まえた上で、なおかつやつていかなければいけない問題じゃないんですかという視点で話をさせていただいて、私どもの、どうぞ誤解のないようになお願ひしたいんです。

その上で、それではラテンアメリカについて、今大蔵大臣は全般的な、グローバルな視点でもつておっしゃつていただきました。ラテンアメリカについての日本の援助戦略、この場でいいますと債務、要するに金融支援とかかわりですね、その戦略というものは果たしてお持ちなのか。四億五千万人以上の人々がそこに住んでおります。なぜラテンアメリカの方に今日日本はさらに出てい

うとするのか。ある方は、東南アジア、アフリカに比べると支援の比率が低い、だから行くんだ。これは全然戦略でも何でもないわけですね。説得力が全く感じられない。そういう視点から考えますと、なぜラテンアメリカの方に日本は援助しようとして、この関連でいえばIDBでございまして、その点についてお伺いしたいと思えます。

○江沢政府委員 我が国の援助は、先ほど大臣から答弁がありましたように、我が国と世界との相互依存というものを一つの理念にしておるわけでございまして、そういう意味で従来から近隣のアジア諸国に対する援助が非常に多かったわけでございまして。しかし、我が国がこれまで国際的な役割を高めてまいりますと、アジア以外の地域に対しても近年支援の要請が強まっております。

一九八〇年代、中南米諸国は累積債務問題に直面をいたしまして、IMF等と協力をいたしまして、市場経済への移行あるいは民主化を行って来たわけでございまして、我が国もそれに相応の支援を行ってまいります。今先生御指摘のように、非常に多くの人口を抱えます中南米諸国、また資源も豊かな中南米諸国が経済的に安定していくということは、世界全体の政治経済の安定にも寄与するものだと考えております。

さらに、我が国にとって中南米がどういう意味で重要かというのを考えてみますと、まず一つは、やはり先ほどお話しのごさいます累積債務問題に中南米諸国は直面しているわけでございまして、中南米を支援することによりましてこの累積債務問題が改善し、我が国との経済金融関係が正常化していくということが望ましいということが一つあると思えます。

それから二番目には、最近世界経済のブロック化が一部で懸念されておるわけでございまして、中南米諸国が開かれた市場として成長していくというところは、多角的な自由貿易体制を志向しております我が国にとって非常に重要なことではないかと考えております。

かという点がございまして。

それから、さらに三番目には、中南米諸国はブラジルを初めていたしまして多数の日本からの移民がいるわけでございまして。北米地域と並びましてこの中南米諸国は大規模な日系人社会があるわけでもございまして、ペルーで日系人が初めて大統領に選出されるというふうなこともあり、我が国との関係も近年ますます緊密になってきていますということがあると思えます。

○東(祥)委員 ありがとうございます。

こういふ我が国と中南米との関係にかんがみまして、我が国としても応分の協力をしていくという必要があるのではないかと考えております。

○東(祥)委員 ありがとうございます。

より具体的に質問させていただきますが、IDBを通じて、MIFを通じて、これはたしか一九九〇年六月のブッシュ大統領の中南米構想の一環から出てきているものと理解しておりますが、このIDBを通じて日本はラテンアメリカに一層コミットメントしようとしている、その意義はどのようなところにあるのか。今の局長のお話というのはパイの関係を考えた場合よくわかるのですが、今度国際機関を通じてコミットしようとしている、その意義はどういうところにあるのでしょうか。

○江沢政府委員 MIF、多国間投資基金は、中南米におきまして民間投資の促進を図るというのを目的といたしまして、中南米諸国に対する技術協力あるいは人材の育成あるいは中小零細企業の育成というふうなことを目的としております。

中南米諸国は、比較的所得の高い国もございまして、公的な資金のみならず民間資金が経済の開発に非常に重要な役割を果たすという国でございまして、我が国も中南米諸国へ投資をすることに努めて、日本の経営なり技術のノウハウを移転していくということもできるわけでございまして、そういう観点で、アメリカのインシアチブによつて設立されたこの基金に対して、我が国としても応分の協力をしていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○東(祥)委員 今IDBに日本の職員というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。全体に占める割合というのはいくらぐらいになっているのでしょうか。

○江沢政府委員 このIDBにおきまして日本人職員は、特に上級職員ということで現在四人でございまして。

○東(祥)委員 済みません。もっと、全部言つていただければいいのですが、全体何名でしょうか。

○江沢政府委員 失礼いたしました。

米州開発銀行のいわゆる上級職員としましては九百八十一人おります。これは昨年の三月末の数字でございまして、それに対して日本人が四人というところで、比率としては〇・四でございまして。

私どももいたしましては、国際機関に対する日本人職員の増加を図ることが重要であるというふうに考えておりました。この米州開発銀行のみならず世界銀行、アジア開発銀行等国際機関に対して日本人職員の増加を働きかけておるところでございまして、語学の問題もございまして、適切な人材と語学力が必ずしもマッチしないというふうなこともあって、現在十分な日本人職員の数になつていないというところは事実だと思えます。

○東(祥)委員 ぜひ御尽力されて、もっと日本人の職員が入れるようにしていただきたいと思えますが、ただ日本の職員がふえればすべていいのかと言つたら、必ずしも私はその線にきめていない者ではございません。少ないより多い方がいいだろう、大事なことは、日本の一つの発言力といふか、物の見方、考え方がIDBの中に反映されていく、かつその援助国に対して我々が考へている、また国際社会から考へていて活性化されるような方向に行けばいいんである、こういうふうな思ふのです。

そういう視点から考えますと、このIDBのボードですね、理事集団といいますが、そういう中に日本は入っているのか。もし入っていないかたとするならば、入るための条件は何なのか、拠

出額に應じるのか、そういう点について御説明願いたいと思ひます。

○江沢政府委員 我が国は、米州開発銀行におきましてはいわゆる域外国というグループに属します。域外国は、国がグループをつくりましてまとめた形で一人の理事を出すという形になっておりまして、日本はフランス等と一緒に一つのグループをつくっております。それで、理事は各国持ち回りで就任することになっておりまして、ちょうど今はほかの国が理事をやっておりますが、来年から日本が理事のポストを占めるといふめぐり合わせになってまいります。

○東(祥)委員 これは、拠出額を高めれば域外国であつたとしても理事会における発言力というのは高まるというふうに理解してよろしいですか。

○江沢政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、我が国は域外国であるというところで米州開発銀行における出資シェアが一・一でございまして。実は協定上、域外国の全体のシェアが八分以下というふうに決められておりまして、日本がこのシェアを拡大するためには協定の改正が必要でございまして。

私どもは、米州開発銀行に対する協力を拡大していくためにはやはり発言権もふやす必要があるというところで、この協定を改正して日本のシェアを高めるように要請をしておりますが、まだその実現に至つていないという状況でございまして。引き続き米州開発銀行あるいはほかの加盟国に対して私どもの立場を主張してまいりたいというふうに考えております。

○東(祥)委員 例えばIDBが援助をする場合、先ほど大蔵大臣がおっしゃつてくださった基本原則といいますが、戦略と呼べるのかどうかかわりませんが、例えば民生重視あるいはまた日本の援助の、まだ原則にはなつておりませんが、指針の段階だろと思うのですが、有名な四原則というのがありますけれども、そのうちの一つの考慮事項として武器を輸出していないだとか、そういう

国々に対しては資金援助をしないというような一札は入っているのかどうか、おわかりですか。

○江沢政府委員 米州開銀等の国際金融機関におきましては、一般的に融資の決定に当たって、政治的要因によって左右されてはならない、経済上の考慮のみに基づくべきであるということが定められております。しかし国際機関は融資に当たって、借入国において軍事支出等の非生産的な支出が行われることはその国の経済にとって適当でないという場合がございします。そしてインフラの整備等生産的な支出に重点を置くべきであるという考えを奨励しております。したがって、我が国もこういう考え方について支持をしております。

○東(祥)委員 本日は、大変お忙しい中、山口日本輸出入銀行総裁にも来ていただいております。ありがとうございます。済みません、時間を費やしてしまいましたが、残るところあとわずかになってしまったのですが、日本輸出入銀行に対して幾つか質問させていただきます。

一昨年十二月に坂本官房長官より、旧ソ連邦に対する緊急食糧支援のために一億ドルを限度として輸銀融資を行う用意がある、こういう公表をなされたことが、昨年末ソ連邦は崩壊してしまいました。一体この件はどうなっているのか、御説明していただけますか。

○山口説明員 ただいま仰せになりましたとおりの経過でございます。一昨年の十二月でございますから、ちょうど一年前の冬を越せるようになるべく早く要請品目を出してくれたいということをお願いしましたが、それが出てまいりましたのが三月の今ごろでございます。それについてもいろいろの紆余曲折がありまして、昨年の七月ぐらいに大体こういう品目だということが固まりました。

その後、相手国の受け入れ先の銀行等々につきましまして議論を重ねてまいりましたが、今仰せのとおりソ連邦がなくなりました。そこで、だれを

相手方にしたらいいのかということで再び振り出しに戻ったような格好になりました。現在ではロシア共和国連邦を相手に、そのロシア共和国連邦の対外経済貿易銀行というのを窓口にするということまで話を進めております。

旧ソ連を形成する国々は大変外貨事情に困っておりますので、債務の支払いが困難でございします。それにつきましてはG7諸国と相談して、元本だけ、デフォラールと申しますけれども、一時棚上げするという措置を講じてまいりました。金利につきましては払ってくださいますことを申し上げておいたのでございしますけれども、いまだ金利が滞納状況にあるということでございまして、その面も障害になっております。まず政府間で交換公文について交渉をしていただき、その調印を得た後に私も融資承諾をする手続を踏みたいと思っております。まだ、いつというめどが立たないような現状でございします。その次に、昨年の十月にコミットと申しますか意図を表明いたしました五億ドルという緊急支援もあるわけでございしますから、私もとしましては、まず一億ドルについて一日も早く決着することを期待しております。

○東(祥)委員 もう当然考慮に入っている問題なんだろうと思うのですが、一億ドル支援の前の状況というのは十五共和国を包含した旧ソ連邦だった。今のお話ですと、ロシア共和国を窓口にしてやる。そういう場合、当然他の共和国といいますが、独立国家の集合体みたいなことになっていくわけですから、当然他の地域にもこの支援が及んでいく、こういうふうな理解してよろしいんですか。ロシア共和国だけやってしまうと、他の地域からも、話が違うではないかということになるんじゃないのか、こういう素朴な素人の疑問が浮かんできるとすけれども。

○江沢政府委員 この輸出入銀行の融資につきましては政府ベースでも議論をしておりますので、便宜私からお答えさせていただきます。当初交渉いたしましたときには、この一億ドル

の輸銀融資はソ連邦を対象にしておったわけでございします。そういうことで、従来からずっとソ連と交渉してまいりました経緯、それからロシア連邦が旧ソ連邦を継承したということもございまして、ロシア連邦を中心とする方向で融資を行うように先方と折衝中でございします。

○東(祥)委員 時間がないので次にいきます。最後の質問でございしますが、輸出入銀行に關してですが、今環境問題が全地球的レベルで大きく取りざたされてきておりますし、輸出入銀行でも環境問題審議役というのですか、審議役を置かれておられる。環境問題に關してどのような配慮をされて融資しているのか、いやしくも、例えばの話ですが、フロンガスを製造する企業とか、言うなれば環境に優しくないものを製造している、こういったところには融資してはいないというふうに言いたいですでしょうか。それを最後に終わります。

○山口説明員 環境問題が世界的に關心が高まっていることはたまたま御指摘のとおりでございします。輸銀といいたしましても、融資の対象となります事業が環境破壊等の問題を惹起することのないよう十分念頭に置いてやっておりますわけでございします。

具体的には、今御指摘にありましたような内部体制を整えながら審査を行っているわけでございまして、やや具体的に申し上げますが、環境ガイドラインというものを作りましてチェックポイントを検討しながら審査を行っているわけでございします。同時に、融資実行後におきましても必要に応じてフォローアップの調査をするというよううなことをやっております。そしてそれは、輸銀のスタッフもおりますけれども、それだけで必ずしも十全を尽くすことができない技術的な問題もあるかと思っておりますので、外部専門家の活用を図るとかあるいは国際機関等、例えば世銀でございしますけれども、情報交換するというようなこともやっております。さように、一件別に万全を尽くしているつもりでございします。

なお、最近はそのような環境面への配慮をそれぞれのプロジェクトについて行うという、言ってみれば消極的な面だけじゃなしに、積極的に環境保全のためのプロジェクトというのを出てまいりました。例えば、メキシコの大気汚染対策のプロジェクトというのはいささかございまして、これは我が国が海外経済協力基金の融資と輸銀の融資と両方活用しましてメキシコを支援しているわけでございしますけれども、そういう萌芽も出てまいりました。今後におきましても、こういう面への協力の可能性についてさらに検討してまいりたいと思っております。

○東(祥)委員 ありがとうございます。

○太田委員 正藤成二君。

○正藤委員 ます、関税定率法等について聞かしていただきます。

TQが導入の際の法案審議で、私が八六年に大蔵委員会に質問したのですが、通産省の当時の派岡生活産業局長は「一次枠の運用でございします。一つは市場アクセスの改善という国際的な要請、もう一つはいわゆる同和対策地域の基幹産業と言ってもいいような産業分野の将来の地位を確保する」という、この両方をにらみながら、いわばまた裂きにならないように対応していくというのが基本であると思っております。こういうように答弁をされました。ところが、その後の革靴等枠運用についての政府の方針として、今後五年間にわたって毎年ほぼ一〇%ずつ拡大する、六十五年まで一〇%ずつふやすと報道しておりましたが、実際はそうではございませんで、八六年が二百四十五万足、八七年には二百七十七万足で一〇%余りの増でしたが、八八年以後は一五%以上輸入されまして、九一年には一七・二三%、四百八十三万足にもなっております。九二年はとうとう二〇%増の五百七十九万六千足、八六年の実に約二・四倍になっておりますが、これでは事実上また裂きになって、同和地域の基幹産業が十分に保護されていないのじゃないですか。

○島田説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、一次枠の決定につきましては、基本的には関税率審議会の審議及び国会等の審議によりまして決められるものでございまして、六十一年の浜岡局長が答弁いたしましたとおり、国内産業の位置づけとしてウルグアイ・ラウンド等国際的な市場アクセス改善要求、両方が重要な配慮要因であるということは基本的に変わっておりません。

○正森委員 全然答弁になっておられないのですね。ここに大蔵省の関税局が出しました関税と税関のてびきという本があります。その十ページを見ますと、関税割当制度の説明がしてありまして、「一次税率が適用される数量(関税割当数量)は原則としてその物品の国内需要量から国内生産量を差し引いた数量です。」というぐあい説明がしてあります。

ところが、実際はそうではございませんで、現在では国内の需要の三五%を上回っているのじゃないですか。そして、国内の生産量はかつてのTQが設けられたときから比しましてほとんど百万足近くも減産になっております。ですから、国内の生産量をはるかに上回って輸入が拡大されておる、TQ制度の本質から見ても非常に問題があるというように思われるのですが、いかがですか。

○古田(道)政府委員 今先生から一次税率枠のお話が出ましたが、この「関税と税関のてびき」と申しますのは、税関の仕組みを一般的に御理解いただくために比較的簡略に書いているものでございまして、このところにも書いてございまして、原則として「と書いてありますのは、実はいわゆる需給調整方式、今先生がおっしゃったような意味のものが非常に多いとございまして、ところが、関税割当制度というものはガットでも一条、ガットの十三条に一項しかございまして、関税割当制度の具体的な仕組みについて国際的なコンセンサスがないわけではございません。現実問題として、日本におきましては大体今先生がおっしゃいました需給調整方式のものが多くござい

すが、外国におきましては固定方式あるいは一定率増加方式といふような形がございまして、必ずしも日本の今やっている仕組みが関税割当制度の基本であるという形にはなっておりません。具体的にはまた通産省の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○島田説明員 御説明申し上げます。

皮革、革靴の関税割当数量につきましては、先ほど申し上げましたとおり国内産業としての位置づけ、そして片や諸外国からの市場アクセス改善要求、その両方を勘案して決定するというところでございまして、現実にTQ品目でありまして革靴につきましては、例えばEC等からの要求は、国内シェアを三〇%くらいにしろというようなことを要求されているわけですが、国内産業の現状から考えまして、現状でも内需の大体一〇%以内という水準でその要求との調整を図っているというところでございます。

○正森委員 大臣、ここにアメ横で買った靴があるのですわ。委員長のお許しを得て持ち込んだのですけれども、これ、立派な革靴でしゅう。——うなずかれましたからね。ところが、これが運動靴ということに入っているのですよ。スポーツ用品ならこれはTQ枠の範囲外なんですよ。だから、これは外側は完全な革靴で、これ、七千八百二十円売っているのですよ。それで、これはスポーツ用品だからというて千五百円足も入っているのですよ、こういうのは、これでは幾らTQ制度をつくったって、それは問題にならないんじゃないですか。こんなものがスポーツ用品だということでは脱法的に入っているのですよ。だから、スポーツ用品というのをもう制限するか、あるいは何らかの方法を考えないと、委員長の御許しを得ましたから大臣、何なら手にとつて見てください。それはだれが見たって革靴だと思ひでしよう。

○島田説明員 御説明申し上げます。従来IQ制度がありましたときに、そのIQの対象になつておりました革靴がそのまま現在のTQの対象品目となつております。その当時からい

わゆる革製のスポーツシューズといふのは対象になつておりませんで、その基準については、底の厚さとか先端のかたさ等によつて判断することが内規で定められております。ただ、非常に脱法的なおそれのあるものが多いということもございまして、我々としては大蔵省関税局と御相談いたしまして、総合的な見地から内容を判断しているというところでございます。

○正森委員 通産省の役人が幾らいろいろ説明しても、現実にこういう靴をつくつておられる、同和地域が圧倒的に多いのですが、大体従業員が九人以下の零細企業が七〇%を占めていることは御承知のとおりですね。一番最近の調べでは、こういうものがスポーツ用革靴ということで実に千五百二十万足も入つてきているのですよ。そうしたら、TQの一次割当で大体二百四十五万足が一〇%ずつふえるといふのが最近では二〇%で、九二年は五百七十九万なんですよ、それ以外にまだ千五百万も入つてくるということでは、これは国内産業に重大な影響を与えることは当然であると言わなければならないのですね。これ、今持ってきたのは韓国製です。韓国製は千二十四万足も入つてきております。だから、それによつて日本のスポーツも含めた革靴、あれがスポーツ靴というのですからね、それが重大な打撃を受けているわけでありまして。

そのほかに、革靴の部分品輸入ということ、随分部分品として入つてきて組み立てられているという問題もあります。通産省それから関税局、お役所仕事みたいなことを言わないで、国内の産業を守るといふ見地からやはり考えていただくと必要があるということをお心からお願ひしたいと思ひます。

羽田大蔵大臣、何か御感想ありませんか。大臣でもこの靴だったら買おうと思ひんじやないですか。——肯定しているものな。

○島田説明員 御説明申し上げます。スポーツシューズにつきましては、先ほどお見

せいただきました靴、あれは登山靴タイプと呼ばれてはいるものですが、そのほかにいわゆるテニスシューズ、革製の白いテニスシューズ等ございまして、これがこの四年ほど一千四百万足の水準で推移しております。こういう品物がTQ品目と競合するといふことは事実でございまして、けれども、片やこれを対象を広げるといふことはできませんので、そういう脱法的な運用がなされないように注意してまいりたいと考えております。

○正森委員 ウルグアイ・ラウンド交渉の中で政府や通産省は、TQ制度そのものの改悪に踏み切るうとしておられることは非常に重大であります。最近の報道を見ましても、日本政府は一九九〇年の終わりに、二次税率を六〇%から四〇%に引き下げる用意があると提案しました。ECはこれをな

お不満としておりますというところですが、最近の新聞を見ますと、例えば渡部通産相は「現行の六〇%の関税率を三分の一削減する案を軸にEC側と調整する」といふような考えを示しているようでありまして。これは九一年十一月二十六日の日経の夕刊に出ております。

こういう点については一体どうしようとしているのですか。一次の輸入枠を二〇%にどんどんふやす上に、それを超えた場合に高関税を課せられる、その六〇%を四〇%にするということになれば、一次税率は二七%ですから、その差は一三%しかないようになるのですよ。それじゃTQ制度の意味そのものがなくなるんじゃないですか。

○島田説明員 御説明申し上げます。先生御指摘のとおり、現在のウルグアイ・ラウンド交渉で二次税率について六〇%を革について四〇%、それから靴につきましては六〇%または四千八百円を四〇%または四千三百円に下げるといふ提案を行つております。

ただ、TQ制度につきましては、基本的にウルグアイ・ラウンドで諸外国からそのものを撤廃しろといふような強い要求が来ている関係、それから特にウルグアイ・ラウンドの中間合意でタリフピーク、高い関税率をなくせといふ合意がされて

いるという点に勘案しますと、我が国としてはTQ制度の維持を前提としつつ、ただ批判の強い二次税率についてはある程度の妥協を図ることが必要であるということで、各国に説明を進めているということでございます。

○正森委員 さすがの通産省もTQそのものを撤廃する考えはないというように今お答えになりましたが、そもそも六年前にこのTQ導入の際に、我が国は非常に大きな代償措置をとったのでしよう。その代償措置を簡単に説明してください。時間がないから、簡単にいいです。

○吉田(道)政府委員　今おっしゃいましたように、六十一年にはガットでクロの裁定を受けまして、皮革、革靴のTQ制度を導入したわけでございます。その当時百九十九税目の関税率を引き下げまして、その減収額は約二百億円でございました。

○正森委員　今二百億円だと言われましたが、二百億円だけじゃないでしょう。関税収入の減収見込みは、もろもろのものを入れますと、アルミがあつたでしょう。アルミが翌年から行われたのを入れると大体五百億円上回つたんじゃないですか。アルミを除外したらいいかぬです。

○古田(連)政府委員 この当時の代償として出しましたのは二百億円、この百九十九品目でございました。それにもかかわらず、米国は満足しませんでした。米国の我が国から輸入される皮革・革靴、同じ品目の分類の中身でございますが、それについて四〇%まで関税率を引き上げたということが

でございます。今もそのままになっております。

○島田説明員　ちなみに、その対米輸出の減少額でございますけれども、履物につきましては、八五年が一千万ドル程度であったものが、その翌々年には四百万ドル、現在では九十万ドル程度に落ち込んでおります。それから、皮革につきま

ル以下になっております。

○正森委員　だから、アメリカの言い分も入れた全体で見れば五百億円をはるかに超えたのですよ。

いや、ブルミを入れれば超えているじゃないですか、彼が言うたのを全部入れれば。あなたが言うたのは、当時の工業品目八十八品目の関税率の引き下げ、それから百十六品目の護照税率をアクシヨンプログラムに係る原則二〇%引き下げ税率と同

一水準で引き下げるといふことについては、大体二百億円ぐらいだった。ところが、アメリカはそれに満足しないでさらに要求を出してきて、それを入れるとああいいうように大きな損害を我が国としては受けているということ、通産省が認めているんじゃないですか。それぐらいの大きな損害を

受けてのTQ制度を導入したのですよ。ところが、それでも足りないでまだあしろこうしろということを言うてきて、我が国の皮革産業というのは重大な影響を受けているわけであります。そして、我が国の靴産業は、先ほども言いましたけれども、従業員九人未満の事業所が七〇％以上たけれども、従業員九人未満の事業所が七〇％以上

上を占めております。ここに資料を持ってまいりました。が、靴工組合の大会の報告によりますと、平均年齢が五十一・五歳、本人の労働時間は、十時間以上十二時間未満が二七・二％、十二時間以上十四時間未満が四四・二％、十四時間以上十六時間未満が一三・四％、十六時間以上が一・

ここに、私のところに、靴工組合に加入した方から手紙が参っております。この手紙を見ますと、「私は今年五十五歳になる靴の底づけ職人」とよ。

して働いている男性です。昭和三十一年私が二十歳の時に東京浅草に出て来て靴職人として請負い仕事を始めました。朝八時から夜九時頃まで十二時間ぐらい毎日働きました。夜ねるだけの生活に驚きました。私も五十五歳になると体力もなくなり、この先退職金もない靴職人では不安でなりま

せん。世間では景氣のよい時もあつたようですが、靴職人らは昭和六十三年頃から年々悪くなる一方のような氣がします。六年前の工賃と現在の工賃は變りないのに物価の方は年々上るし、世間

並みの給料を取るには、一日十二時間働いてもお
いけません。どうか靴工たちみんなが将来に希
望のある世の中になってほしいと思います。『云々
という手紙をよこしているのですよ。』

だから、昭和六十三年ごろから一層大変になっ

たというのは、このTQ制度が実質どんどん悪くなってきたときに照応しているわけであります。私は、こういう点を政府としては考慮していただく必要があるというように思います。

そこで、羽田大蔵大臣にお伺いいたしますが、あなたは、入閣直前のインタビューで、米の関税

化について、「関税化は、絶対に受け入れられま
せんか。」との問いに、「当初は輸入しにくい高率
関税にしたとしても、日本のようなガット受益国
はすぐに「関税率を下げる」といわれる。これまで
も、その歴史を繰り返してきた。これは九一年
十一月一日の朝日新聞であります。こういうお答

えをさねまして、ここにこやかなお顔で載っておりますから間違いないと思いますが、大臣は、米の輸入関税化について、高関税率なら当分入ってこないと思って受け入れても、それはすぐに関税率を下げる下げると言われるというので、大体反対のニュアンスで物をおっしゃっているのでは

す。これはちょうど靴を見たら明らかじゃないですか。初めはTQで六〇%にするから大丈夫だと言うておつてもどんどん下げていかれるということです。靴に関連して言うのもいかがかと思ふのですが、米の問題もよほど慎重にしていたたかなければいかぬと思うのですが、いかがですか。

か。

○羽田国務大臣　今の新聞のあれはそのとおりでございますし、また私がちやうど入閣する一カ月ほど前に、アメリカあるいはドンケル事務局長をジュネーブに訪ねましてお話をいたしました。

そのときにも、私は、みづからがほかの問題で

もずっとこういったものを扱ってまいったものでございますから、日本のように受益国、あるいは大きな貿易国というのは、どうも去年下げても、またことし下げなさい、また下げなさいとやられ

る。結局、せっかく高い関税を上げますと今言われても、あなたがおやめになったら一体どうするのですかというようなことを申しまして、我々としては、そういったことについての歯どめとかそういうものは一体どうなっているのですか、そ

うじゃないと、実際に関税化でまとめなければならぬ、あるいはみんなが合意をしなければならぬ、するためには関税化で包括的にやるというのが一つの道だろうというその考え方はわかるけれども、しかし、その対象品目になったものは大変なことになるのですよというお話をしながら、そ

ういったことがきちんと理解されるようなものをしてもらわないと困りますということをやっと申し上げてきたところでございます。

いずれにいたしましても、我々の方としては、いわゆる国会の決議なんかもございます。そういう中で、今農林水産省あるいは外務省なんかも一

緒になりながら、よくそういった事情というものをガッツの場で発言をされておる、厳しい交渉をしておるということであります。

○正義委員 時間がございませんので、IFCとMIFについて一言だけ質問をさせていただきたいと思います。

読売新聞の九一年九月二十六日付を見ますと、九一年度の世銀の貸付実績について、「東、中欧に貸し付けが集中し、東、中欧全体の合計貸し付けは前年度の十八億ドルから二十九億ドルに増えた。」というように述べております。また、昨年十月バンコクで開かれたIMF・世銀総会でも、

「アフリカ、中東、アジアなど発展途上国の国々から「ソ連・東欧への資金対策に重点を置き過ぎている」との批判」を出されているようであります。これは九一年十月十七日の毎日新聞等に載っております。

今必要なことは、IFCは、収益性の高い民間

企業に対して民間資本、民間金融機関と協調して融資するという性格から、最も援助を必要としている国々よりも比較的豊かな国への融資が多いようでありますが、今必要なのは、生きるための最

低限の援助を必要としている国々にひものつかない温かい援助の手を差し伸べることはではないかと思ひますが、いかがですか。

○江沢政府委員 世銀の貸し付けにつきましても、いろいろな候補案件の中から個別プロジェクトの緊急度あるいは経済性を十分審査した上で実行することになっておりまして、地域的な配分枠があるわけではございません。確かに先生御指摘のとおり、九一年度の中・東欧向けの世界銀行の融資は承認ベースで二十九億ドル、全体の一八%に上昇しておりますが、これはポーランド、チェコ、ブルガリア等が加盟をいたしまして、これらの貸し付けがたまたまふえたというふうにご考へております。

中・東欧につきましては、既に欧州開銀が業務を開始しておりますし、また世銀の資金的な余裕も現在のところは比較的あるわけでごさいますし、中・東欧向けがふえたからといってほかの地域に金が回っていかなくなるというふうには私ども考へておりません。

先生御指摘のとおり、アフリカ、ラテンアメリカ、アジア地域からの援助要請というのが非常に高いことは事実でごさいますし、私どもはそういう中・東欧以外の地域の援助のニーズにも十分こたえていかなければいけない、その点は十分配慮していきたくと考へております。

○正森委員 米國は、レーガン時代、二国間援助重視、国際機関を通じての援助重視から、IMF、世銀活用へと戦略転換して、IMF、世銀が政治色を強めていると言われるようになりました。こういう中で、ブッシュ大統領が提唱をいたしましたMIFにEC諸国が冷ややかで、一国としてはせいぜい三千万ドル程度の出資しかしていないのに對して、我が國が米國と並んで五千万で五億ドルというけた違いの出資をするというのは、戦略的な米國の援助政策に我が國が世界に率先して加担するということになるのではありませんか。

○江沢政府委員 中南米地域は日本にとつても非常に重要な地域であると思ひております。

それはまず第一は、世界経済の安定的な発展にとりまして、中南米諸國を中心といたします累積債務問題の解決が非常に重要である。また、日本の金融機関がアメリカに次ぐ巨額の債権残高を抱えておるといふふうに言われておりまして、このMIFによりまして中南米諸國における民間投資が拡大をし、輸出が増加し、海外からの資本が流入してくるといふことになれば、累積債務問題の解決にも好影響を与えるというふうにご考へております。

それから二番目には、このMIFによりまして中南米諸國に対する域外からの投資が拡大をし、これら諸國の経済が開かれた市場として成長をしていくといふことは、世界経済がブロック化のおそれがある状況のもとで、多角的自由貿易体制を志向する我が國にとつて重要な課題ではないかといふことでごさいます。

それから第三番目には、中南米諸國は、ブラジルを中心といたしまして多数の日本からの移民を受け入れているわけでごさいますし、北米地域と並んで大規模な日系人社会をつくっております。ペルーのフジモリ大統領が日系人として初めて大統領に選出されるというふうなこともあるわけでごさいますし、我が國との関係も近年ますます緊密になってきておるといふふうにご考へております。そういうことで、私どもといたしましては、中南米諸國に對して応分の協力をしていくということが必要ではないかと考へております。

ちなみに、我が國の地域開発金融機関に對する出資あるいは拠出の累計を見ますと、アジア開銀に對しましては七十五億ドル、それから、アフリカ開銀に對しましては二十六億ドルを出資あるいは拠出しておりますけれども、米州開銀に對しましては、今回の五億ドルを足しましても全体で十三億ドル強にすぎないといふことで、ラ米偏重といふふうには私どもは考へていないわけでごさいます。

○正森委員 これで終わらせていただきますが、大藏省は、今度の平成四年度の予算が通りました

ら、貿易不均衡は正策の一環として、米國車を初めて一台官用車として購入するやうであります。ところが、八五年から八六年に米國車を一台買った外務省は、故障が多くて部品の手当ても十分できなかったため現在はその車は使っていないと、九二年二月二十八日の東京の夕陽で報道をされております。こういう経験にかんがみても、なおかつアメリカから買うのですか。——答える人はいないのか。それじゃ、答えてくれないです。刊

○中井委員 法案の質疑に入ります前に、簡単に二、三、現行の景況についてお尋ねをいたします。私は、株というのにはやはり景況を見る鏡の一つだ、こんなふうにご考へておりますが、昨日来からいろいろと現行の株価について御答弁がございました。しかし、今の株の商いの薄さあるいは株価の安さ、こういったことを考へると、もっと、ああいう期末的なものだとかそういうことじゃなしに、景氣対策の面で真剣に受けとめていかなければならぬんじゃないかと考へていますが、大臣、いかがですか。

○羽田國務大臣 確かに、二万円を割ってしまったという現実、我々はこれはやはり重く受けとめなければいけないと思ひております。これについては、もう御案内のとおり、ちやうど決算のときを迎えておるといふようなことで、それぞれの企業なんかみずから持ち株を放出しておるといふような現状がやはりあった。それが特に、たしかのうあたりですかの株の扱いも、この一カ月間を振り返ってみますと、割合と大きなものが実は扱われておるといふようなことでごさいますし、売りが非常に多かったということがあろうと思ひております。

それと、日本の場合には、景況等が、それぞれ機関によって発表されたもの、これが割合と景氣の減速感が広がっているという現状の中にあるといふふうにご考へておりまして、私たちは、こういうものをやはり重く受けとめながらそれぞれ対応していく必要があるというふうと思ひて

おります。ただし、有効求人倍率なんかも今一・二八と、多少下がっておりますけれども、しかし、しっかりとしておるといふこと。あるいは物価等も割合としっかりとしておるといふこと。それともう一つは、やはり大きくバブルで膨れ上がったという状況の中で、どうしようもののが崩壊したということになりますと、どうしてもやはり、何というのですか、在庫調整を初めとして調整局面というものが必要であるといふふうにご考へておりまして、そのあたりをやはり十分見きわめながら対応していきたいといふふうにご考へております。

○中井委員 そうですと、ここ一カ月余りで円が随分安く、円安という形で推移しております。この動向については、大臣、どう考へてですか。

○羽田國務大臣 対外的な関係というのが非常に強いということがございますし、アメリカが割合と住宅ですとか一部のデータがよいものが出てきたということが言えます。しかし、まだ緩やかな足取りであるわけでありまして、また、案外そういったものが評価されてドルが高くなる、それに付いて円が安くなっているといふことが言えるんじゃないかと思ひております。

それともう一つ、やはり日本の方の景況というのが余り明るいものが見えてないといふことで、日本の円が安くなっているのだからというふうに見きわめております。

いずれにしても、私どもはG7でもこの問題についていろいろと話し合っております。

仲間あるいは幹部の中にもそういう人が欲しいし、若い人も欲しい。だから、ぜひそれぞれの分野に対して日本人がチャレンジしてもらいたい。私たちはその人たちの受け入れる用意というのは本当にあるんですよ、心から実は言っておられたわけでありまして。ただ、処遇の問題ですとかいような問題なんかがありまして難しさはあるんですけども、しかしそういうことを、そういう国際機関が受け入れようとしているんだということとをもう国民にも知らせると、若い人は、ただ、今お金が少し余計に入るからということよりは、そういうところで働いてみたいという人は日本人の中で私は多くあると思う。そういうことをこれからよくPRすると同時に、国際機関にもきちんとして日本人が入っていきけるような環境づくりを私どもはやっていきたいというふうに思っております。

○中井委員 大変行き届いた答弁を賜りましてありがとうございます。私どもも、党は党の立場でいろんな機会にそういったことを国民にPRをしていきたいと思いますが、政府としても格段のお取り組みをお願いいたします。

これまた税関の職員の待遇問題について、後で附帯決議等でも盛り込まれまして、毎年のことではありますが、私も去年少し質問をいたしました。関西国際空港の開港を目前にしまして、これが開港されますと二十四時間空港になります。で、去年こういったことを踏まえてこの職員の配置あるいは人数、一年や二年で職員が育つわけではありませんが、おやりをいただきたい、こういうことをお願いをいたしました。現実にもうこういう二十四時間空港ができる。それに対して税関職員等を含めましていろいろと準備があると思いますが、大蔵省においては税関職員対策というものが十分この二十四時間空港に向けて進んでおる、このように理解してよろしいですか。

○吉田(通)政府委員 関西新空港につきまして、現在の見込みとしましては平成六年の夏ごろ完成ということが言われております。私どもとし

ましてでもできるだけ早くそういう要員の養成をしたいわけですが、今現実の行政事情からいいますとなかなかそういう先付的な定員というのはいただけない。昨日も御質問がありまして御説明申し上げましたが、ことし少しづつに純増二十人という増員をいただく予定になっておりますが、それがつきましてもやはり現在のところ、まあ当面の成田二期のターミナルビルが完成するといふものの増員でございまして、そこまではいつておられないのが実情でございます。いずれにしても、やはりそういう問題も含めまして、私どもはできるだけ今ある定員の中でも機械化等をしてできるだけ効率化をする、その上で足りない部分につきましてはさらに増員をお願いするべく最大の努力を続けたいと存じております。

○中井委員 次に、この石油関係の関税等の改正で一つだけお尋ねをいたします。

今回また、十年間の関税率、変更しながら延長になるわけでありまして、エネルギー政策の大転換でありましたからこういった措置が今日までとられてきた、やむを得ないことだ、こう思いますが。しかし同時に、日本では、一つの制度というものをつくる、そうするとなかなか一遍には廃止にいかないものだなという実感を感じております。漢方薬のようにじわじわといくのか、外科手術みたいにすばといくのかという手法の違い。どうも日本は政治の面においては漢方薬でいかなきゃならないか、しかしこの漢方薬も余り長いと高くつくという感じも実はしないでもありません。これは今回十年で二段階にわたって引き下げるわけですが、十年でもって終わる、このように理解をいたしますが、間違いないでしょうか。

○小村政府委員 後ほど通産省からも御答弁があると思いますが、私ども大蔵省といたしましては、今後の石炭勘定のことであらうかと思っておりますが、それにつきましては各年度の予算編成過程で検討してまいりたいと思っております。先生御案内のように、平成三年六月の石炭鉱業審議会の答申に

もございしますように、九〇年代を国内石炭鉱業構造調整の最終段階と位置づけるといふことがございまして、こうした趣旨を踏まえて御要求があらうかと思っております。私どもはそれに対して適切に対応してまいりたいと思っております。

○土居政府委員 ただいま大蔵省次長からお話がありましたように、石炭鉱業審議会の答申によりまして、石炭鉱業は九〇年代を最終段階として構造調整を進める。それから鉱害対策、これは戦時中の増産等によりまして非常に今でも残っております、これについても十年間で終了ということ、この十年間で石炭の構造調整対策を完了するということとしております。

○中井委員 それじゃ、時間ですのもう一つだけお尋ねをして終わります。

輸出入銀行法の改正の中で、法律が変わりました、ツーステップローンの中で日系の合併企業等に、しかも日本企業の一〇〇〇子会社を融資先として追加をするというものが盛り込まれております。この目的は、要は日本企業の子会社が海外進出をしやすくするというところでございしたのか。これらの目的はどうかというところであるのか。同時に、輸銀が外国の銀行等へ金を貸して、そして現地の日本企業の一〇〇〇子会社に融資をするということになる、逆にこの融資が日系企業ばかりに偏るといふことはないのか。そんなことを心配いたしますが、いかがですか。

○土田政府委員 今度お願いしております輸銀法改正の中で、いわゆるこのツーステップローンの貸付先に日本企業の一〇〇〇子会社を追加するといふことを提案させていただいておりますが、これは、従来からこの日本企業の現地合併企業に対してその投資、ツーステップローンの業務を行ってまいりましたところ、最近途上国などにおきまして、外資規制の緩和によりまして外資一〇〇

〇での進出が認められるケースが増加しております。この一〇〇子会社をツーステップローンの対象に追加するとい

う趣旨でございします。ただいま申しましたが、従来から日本企業の現地合併企業につきましてはツーステップローンの対象とされてきたものでございまして、私どもは、今回の改正によってこの現地との合併企業よりも制度的にこれを特別優遇することにはならないというふうに考えておる次第でございします。

○中井委員 終わります。

○太田委員 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○太田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに各案について採決に入ります。

まず、関税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○太田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、井奥貞雄君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中井治君。

○中井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました。案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

関税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、多角的自由貿易体制の維持・強化と世界経済の安定的な発展に引き続き貢献するとの観点から、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結するよう努めること。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易の動向等を踏まえるとともに、国内産業、特に農林水産業及び中小企業への影響に十分配慮しつつ、国民経済の観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 国際化の著しい進展等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その迅速で適正な処理に加え麻薬、覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際での阻止が国際的、社会的要請として一層強まっている税関業務の特殊性にかんがみ、新たな業務処理体制による税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに、中長期的展望に基づく税関職員

の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○太田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。羽田大蔵大臣。

○羽田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○太田委員長 次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○太田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

平成四年四月三日印刷

平成四年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B